

<勤務証明書の記入方法>
 新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金の申請に必要な書類です。
 (提出先：新潟県庁)

別記第3号様式 (第5条関係)

勤 務 証 明 書

氏 名	ふりがな
生年月日	年 月 日
所属部署	部署名：【上記社員が従事する業務を行っている所属】 (部署等がない場合は本社、本店、〇〇支社等と記載) 事業所の住所：【上記の部署が所在する住所 (新潟県外)】
就業開始日	年 月 日 【採用された日】
テレワーク勤務を命じる期間 (注)	年 月 日から 【テレワーク開始日】 年 月 日まで 【テレワーク終了予定日】 ※期間の定めがない場合は「終期の定めなし」と記載
テレワーク勤務の場所	名称：【新潟県内で仕事をする主な場所。「自宅」など】 住所：【テレワークする場所の住所 (新潟県内)】

(注)「テレワーク勤務を命じる」とは、人事上の発令の有無等に関わらず、会社としてテレワーク勤務を認めていることを言います。テレワークを選択制としている場合に、本人の希望によりテレワークを認めている場合も、対象になります。

※該当する項目にチェックをしてください。

- 1 週 20 時間以上の無期雇用契約を締結している。
 - 2 新潟県内の自宅又は自宅に準じる場所、若しくは所属する事業場以外で当社 (団体) が指定する施設等において、情報通信機器を利用した業務 (テレワーク勤務) を命じている。(転勤、出向、出張、研修等による勤務場所の変更を除く。)
- 両方にチェックが入る場合に、移住応援金の対象となります**

上記の者は当社 (団体) の社員 (職員) であり、記載内容が事実であることを証明します。

年 月 日

事業所 所在地 〒 —
 名 称
 代 表 者
 電話番号

**事業所の代表者印が必要です
 (社名印、認印等は不可)**

印

記入担当者 所属部署
 役職・氏名

よくあるご質問と回答

Q 当社は、テレワークは社員の希望制で、人事発令や勤務命令は出していませんが、その場合は対象になりますか？

A 対象になります。

テレワークを命じているか、人事発令を出しているか、テレワークに関する人事規定があるか、などに関わらず、「会社として当該社員に新潟県内でのテレワーク勤務を認めている」場合に、対象となります。

以下の下線部分は、テレワークを強制しているという意味ではなく、「新潟県内でテレワークすることを認められている」という趣旨です。

【テレワーカーに関する要件】※要綱第4条(2)ア

企業等に雇用され、新潟県外（以下「県外」という。）に所在する事業所に所属し、転入日から1年以上継続して県内でのテレワーク勤務を命じられているテレワーカーであること。（県内の事業所への転勤、出向等の人事異動や、出張、研修等による一時的な勤務場所の変更を除く。）

Q テレワークする期間が定められていないのですが、対象となりますか？

A テレワーク勤務の終期の定めがない場合も、対象となります。

Q 本社や所属部署の所在地は、新潟県外である必要がありますか？

A 本社の所在地は県内外を問いません。

申請者自身が所属する部署の所在地は、新潟県外である必要があります。

Q 新潟支店への転勤により県内に転入することになった場合は対象になりますか？

A 対象となりません。

県内の事業所への転勤、出向等の人事異動は対象となりません。

県外の事業所に所属したまま、県内に転入した場合が対象です。

<お問い合わせ先>

新潟県 産業労働部 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

【電話】 025-280-5635

【メール】 ngt050050@pref.niigata.lg.jp

【ホームページ】 <https://niigatakurashi.com/44056/>